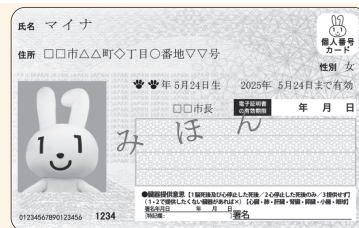


マイナンバーカードの申請はお済みですか？



マイナンバーカード未取得者のうち交付申請を行っていない方については、交付申請書を昨年の7月下旬から9月にかけて再々送付しています。さらに未申請の方に対し昨年11月から12月上旬にかけても同様に交付申請書を順次発送しています。(75歳以上の方、令和4年1月1日以降に出生または国外から転入された方、在留期間の定めのある外国人の方などの一部の方には、別の機会に交付申請書を送付しているため、今回は送付しません。)

申請方法は、スマートフォンで交付申請書のQRコードを読み取って、メールアドレスや氏名・生年月日などを入力して、顔写真を添付して送信するだけです。

役場住民課でも申請できます。役場住民課では、写真撮影からオンライン申請まで全て無料で住民課職員が行いますので、手ぶらでお越しただけで大丈夫です。

住民課窓口でマイナンバーカードを申請した方にプレゼントを差し上げます！なくなり次第終了します。

2月の休日申請受付・交付窓口



とき 2月26日(日)午前9時～正午 **ところ** 役場 住民課窓口

マイナンバーカードの受け取りもできます。ただし、休日窓口での受け取りは来庁者が多数により、長時間の待ち時間が生じる場合があることをあらかじめご了承ください。

※携帯電話をお持ちください。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、来庁者の状況により準備が整うまでの間は庁舎の外でお待ちいただき、準備が整い次第、順次電話でお呼びする場合があります。

※その他の住民課業務(戸籍、住民異動、各種証明書の発行等)は行いません。

問合せ先 役場 住民課 内線121・174

延長になりました!

2月末までにマイナンバーカードを申請した方が対象です。



マイナポイント第2弾を実施しています

マイナポイントの申込期限は改めて公表される予定です。

マイナポイントとは、マイナンバーカードを使って予約・申込みを行い、選んだキャッシュレス決済サービス(※1)で利用可能なポイントがもらえるしくみです。

役場では平日の午前9時から午後5時15分まで、申込の支援窓口を開いています。詳しくはお問合せください。

マイナンバーカードを取得した方のうち、マイナポイント第1弾に申し込んでいない方(マイナンバーカードをこれから取得する方も含みます。)

最大5,000円分 ※2

マイナンバーカードの健康保険証としての利用申し込みを行った方(6月29日以前に利用申し込みを行った方も含みます)

7,500円分

公金受取口座の登録を行った方(6月29日以前に登録を行った方も含みます)

7,500円分

※1 QRコード決済(〇〇Pay)や電子マネー(交通系のICカードなど)、クレジットカードなどのことです。

※2 令和3年12月末までにマイナポイント第1弾に申し込んだ方で、まだ20,000円のチャージやお買い物を行っていない場合(最大5,000円分までポイント付与を受けていない方)は、上限(5,000円相当)までポイントの付与を受けることができます。

最新の情報は、総務省のマイナポイント事業ホームページでご確認ください。

問合せ先 マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120(95)0178
役場 企画課 内線163



総務省マイナポイント事業
ホームページ
🌐 [https://mynumbercard.
point.soumu.go.jp/](https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/)



デジタル庁への「ご意見・ご要望」に寄せられたマイナンバーカードと健康保険証との一体化に関する質問・疑問について回答します。

Q

マイナンバーカードと健康保険証を一体化し、紙の健康保険証を2024年秋めどに廃止すると聞きました。マイナンバーカードの取得は任意だと思っていましたが、必ず作らなければいけないのでしょうか。施設に入所している高齢者などマイナンバーカードを取得できない方は保険診療を受けることができなくなるのですか。

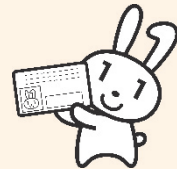
マイナンバーカードは、国民の申請に基づき交付されるものであり、この点を変更するものではありません。また、今までと変わりなく保険診療を受けることができます。

従来の保険証ではなく、マイナンバーカード1枚で受診することで、これまでできなかった、診療記録などをその場で引き出すことができるようになり、データに基づいたより良い医療を受けられるようになります。

このため、デジタル庁・総務省中心に、全力をあげて、施設に入所している方も含め、すべての方々がマイナンバーカードを持ちうるように努めてまいります。

なお、紛失など例外的な事情により、手元にマイナンバーカードがない方々が保険診療等を受ける際の手続については、今後、関係府省と、別途検討を進めてまいります。

そのほかの質問や最新の情報は、デジタル庁ホームページ「よくある質問：健康保険証との一体化に関する質問について」でご確認ください。



デジタル庁ホームページ「よくある質問：健康保険証との一体化に関する質問について」

<https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/faq-insurance-card/>

問合せ先 マイナンバー総合フリーダイヤル
☎0120(95)0178(音声ガイダンス4番)

大治町主催 スマホ講座 開催します

- | | | | |
|----------|------------|----------|----------|
| ① | とき | 2月15日(水) | 午前10時～正午 |
| | ところ | 公民館 2階 | 視聴覚室 |
| ② | とき | 2月15日(水) | 午後2時～4時 |
| | ところ | 公民館 2階 | 視聴覚室 |

対象 どなたでも受講できます。
(スマートフォンをお持ちでない方でも受講できます。)

内容 電源の入れ方、電話のかけ方、インターネットの使い方、メールの使い方、地図アプリの使い方、LINEなどSNSの使い方 など

定員 20名程度 ※申込多数の場合は抽選

申込方法 2月3日(金)までに役場企画課へ電話で申込みください。

申込時に希望の日時の記号(①または②)、
氏名・電話番号・住所をお伝えください。

申込・問合せ先 役場 企画課 内線128

Enjoy

